

第2章

計画の基本的な考え方

I 計画の基本理念

(1) 基本となる考え方

計画の目標を達成するための基本となる考え方は、「伊賀市男女共同参画推進条例」の趣旨を踏まえて、以下のとおりとします。

1. 男女の人権尊重
2. 社会における制度等の見直し
3. 方針の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と仕事等の両立

(参考)

伊賀市男女共同参画推進条例の基本理念（第3条）

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による差別を受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- (2) 性別による男女の固定的な役割分担意識※に基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が相互に協力し、家事、育児、介護その他家庭生活における活動と就業その他社会生活における活動が両立できるよう環境を整備すること。

(2) 基本理念

「伊賀市男女共同参画推進条例」では、市、市民、事業者がそれぞれの責務を自覚し、社会のあらゆる分野において協働して取り組み、男女の人権が尊重される男女共同参画社会の実現を目的としています。

「第2次伊賀市総合計画」では、「勇気と覚悟が未来を創る『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市」を将来像として掲げています。

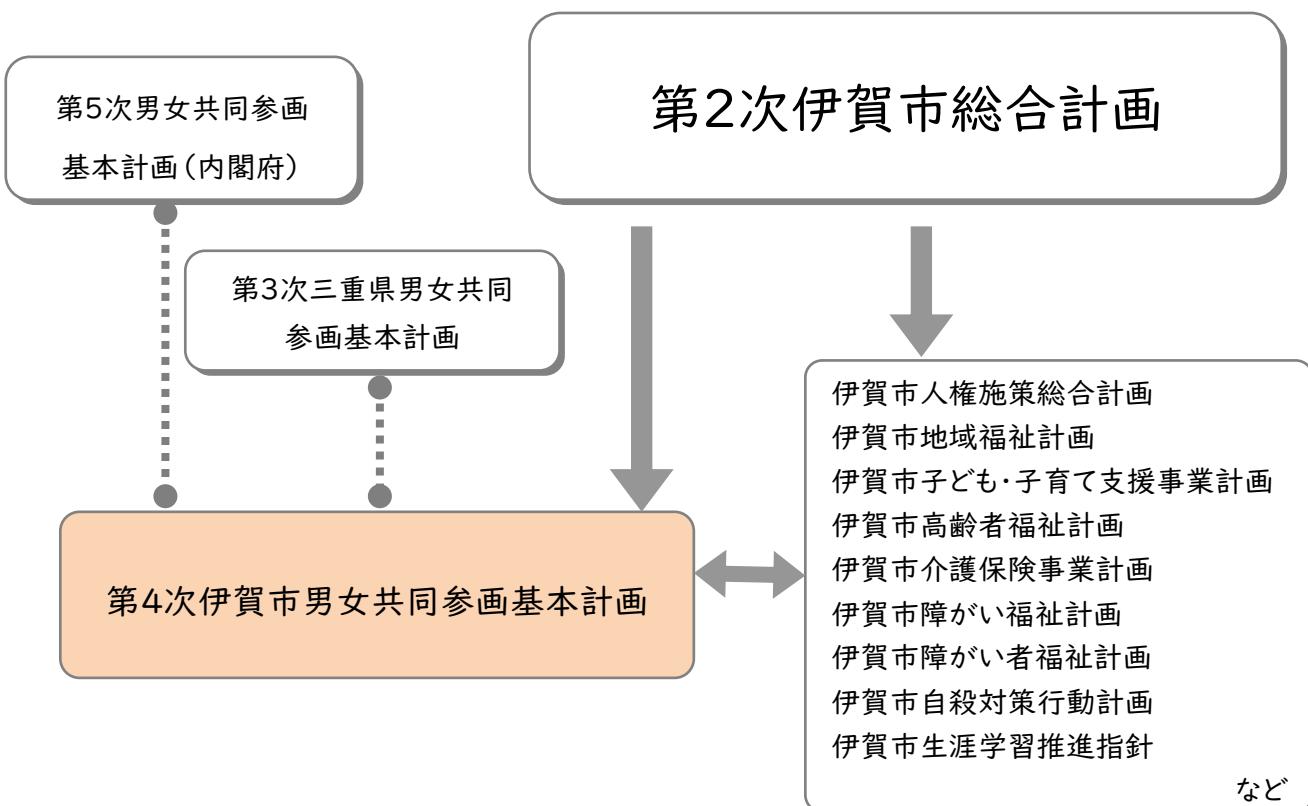
この計画では、一人ひとりが性別に関わりなく自立した人間として、いきいきと活躍できる社会である男女共同参画社会の実現を目指しています。

これらを踏まえて、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

多様な主体が活躍できる男女共同参画社会の実現

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項において、努力義務とされている市町村男女共同参画基本計画にあたります。また、国の「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえて策定しました。また、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく計画です。
- (2) この計画は、「第3次三重県男女共同参画基本計画」を踏まえて策定しました。
- (3) この計画は、「伊賀市男女共同参画推進条例」第8条に基づき、伊賀市の男女共同参画の推進に関する施策の大綱及び施策を、総合的かつ計画的に推進するための必要な事項を定めたものです。
- (4) この計画は、「第2次伊賀市総合計画」を具体化するための分野別計画として位置づけられています。さらに、人権、保健、福祉、医療、環境、まちづくりに関する計画等に関連し、それらを男女共同参画の視点で横断的にとらえる役割を果たします。
- (5) この計画は、国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」ことを掲げた、「持続可能な開発目標（SDGs）」、特にゴール5の「ジェンダー平等の実現」の考え方を取り入れた取組を図ります。



3 計画の目標と体系

(1) 基本目標

基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画の推進

誰もが暮らしやすい社会をつくるためには、生活に関わる物事の方針を決める場面で、性別や年代に関わらず、様々な立場の人が意見を述べられることが必要です。

しかし、政策・方針決定過程への女性の登用は男性に比べて少なく、女性の参画が十分とは言えません。また、女性自身が積極的に政策・方針決定の場に参画することが大切です。

このため、政策・方針決定過程への女性の登用・参画を促進するとともに、地域社会においても性別に関係なく、誰もが参画できるまちづくりを進めます。

基本施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 雇用における男女共同参画の推進
- 3 地域社会での男女共同参画の促進

基本目標 II 男女の人権尊重の推進

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていく権利を持っています。しかしながら、現実には、家庭や地域、職場などあらゆる場面で、古くからある性別による固定的な役割分担意識が、社会の制度や慣行の中に存在しています。

こうした固定的な意識の改革を啓発し、一人ひとりがともに参画し協力し合える社会づくりを目指すため、一人ひとりがともに認めあう意識の高揚に努めます。

基本施策

- 4 男女共同参画を実現するための意識づくり
- 5 保育・学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進
- 6 あらゆる暴力の根絶
- 7 生涯を通じた心身の健康づくり

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(WLB)の実現

価値観やライフスタイルが多様化する現代において、男女の働き方や家庭生活への関わり方は大きく変わってきています。

家庭、地域、職場、それぞれの場面で生活のバランスを保ち、誰もがいきいきと暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランス※の考えを周知するとともに、その場面に応じた支援、女性と男性が協力できる環境づくりを進めます。

基本施策

- 8 調和のとれた仕事・家庭・地域生活の推進
- 9 家庭生活における男女共同参画の推進

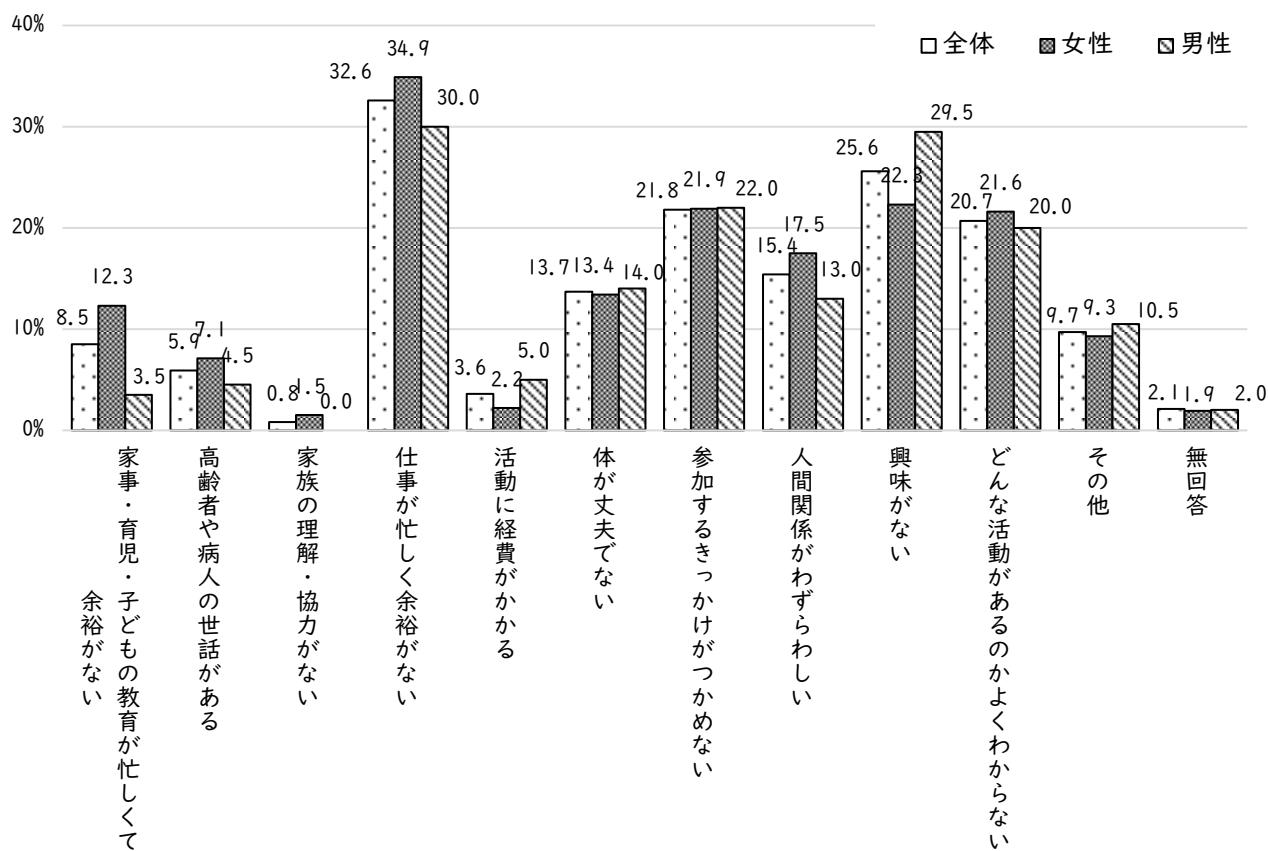
(2) 重点項目

重点1 社会活動・地域活動における男女共同参画の推進

住民自治協議会等において、意思決定機関である運営委員会等での女性の参画率は、2019(令和元)年度の実績が14.7%と第3次計画の目標値30%を大きく下回りました。

意識調査で、社会活動・地域活動に参加しない理由について尋ねたところ、男女ともに「仕事が忙しく余裕がない」、次いで「興味がない」という結果でした。また、職業別では正規雇用者の60.3%は「仕事が忙しく余裕がない」、年齢別では、20歳代は「興味がない」44.7%、30歳代から50歳代は「仕事が忙しく余裕がない」が4割から5割を占めるという結果となりました。

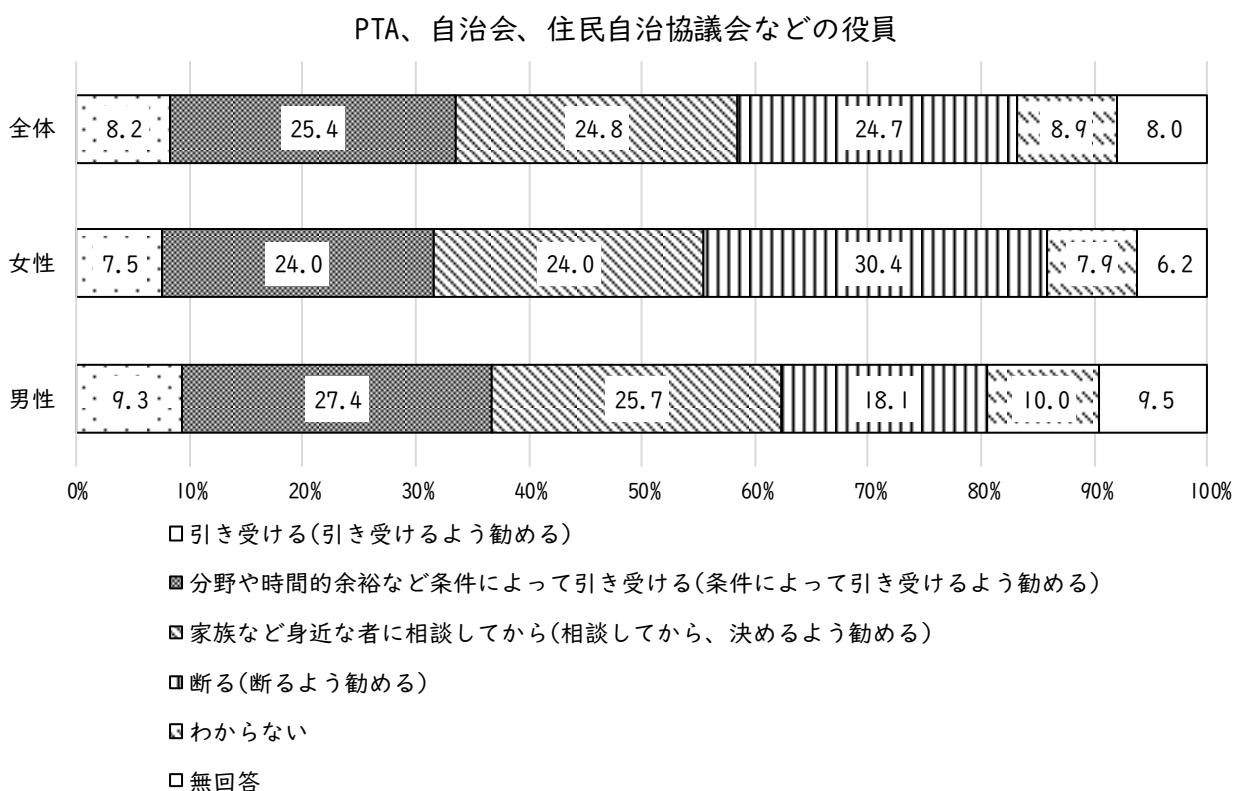
図1 社会活動・地域活動に参加しない理由



以下、図は伊賀市男女共同参画に関する意識調査 2019(令和元)年報告書より抜粋

「PTA、自治会、住民自治協議会等の役職に就くことを依頼された場合どうするか」という問い合わせに対し、女性の回答で一番多かったのは「断る」で、30.4%でした。男性の「断るよう勧める」は18.1%でした。女性の回答で「引き受ける」という人は7.5%で、女性の消極的な意識が表れる結果となりました。また、「分野や時間的余裕など条件によって引き受ける」「家族など身近な者に相談してから決める」という人が24.0%と、女性の取り巻く環境から受けられない状況があることが伺えました。

図2 地域活動での役職に就くことへの態度



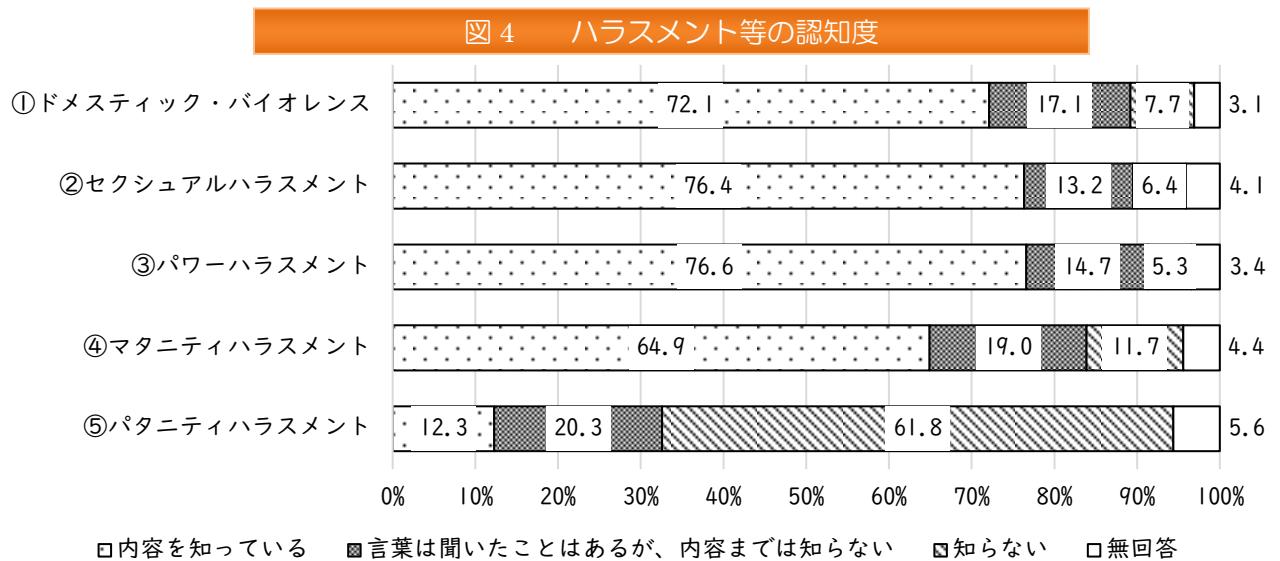
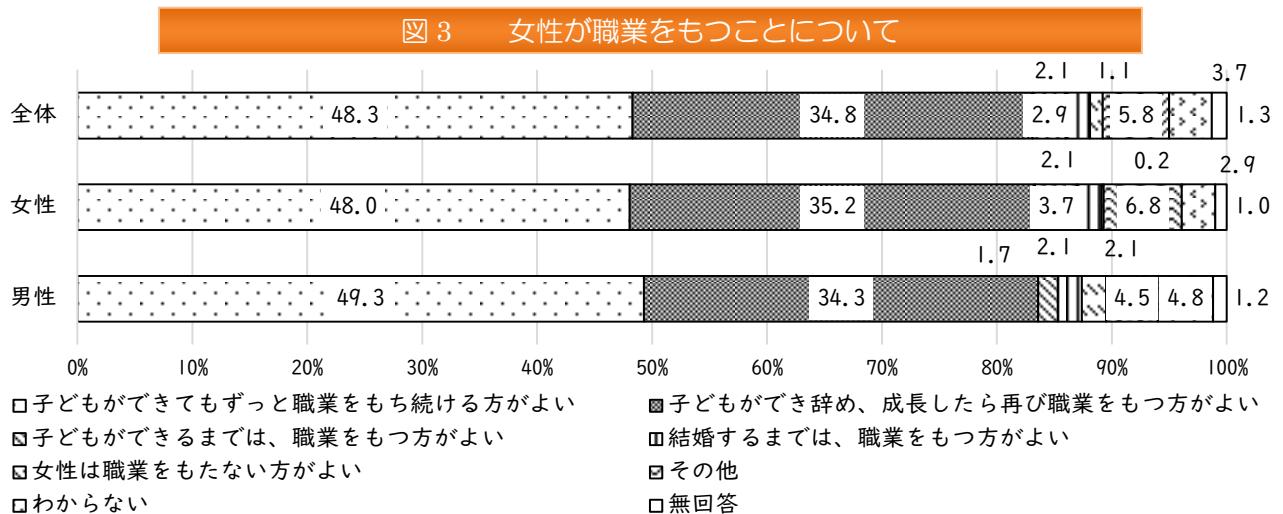
調査結果から、社会活動・地域活動における女性の参画率が低い要因として、実際の家庭生活における家事負担が女性に集中していることからも、女性が役職に就くことに対する消極性と、女性が地域活動に参加することに制約があること、また地域活動に女性が参画するきっかけがつかめないこと、が考えられます。

第4次計画では、この要因を取り除くべく、社会にある性別役割分担意識の払拭や男女共同参画意識の醸成を幼少期から行うことも重要であると考えます。そのことが女性のエンパワーメント、ワーク・ライフ・バランスの実現、地域活動の方針決定の場に女性が参画できる仕組みづくりを推進する事業を展開していきます。

重点2 ワーク・ライフ・バランス(WLB)の推進

意識調査のなかで「女性が職業をもつことについてどう思うか」という問い合わせに対し、「子どもができてもずっと職業をもち続ける方がよい」が48.3%と最も高いという結果でした。三重県が実施した「令和元年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(2019(令和元)年実施)では同様の回答をした人は47.2%という結果となっており、当市では県と比べ職業をもち続けたい(もち続けるのがよい)と考える人が1.1ポイント高い結果でした。

特に職場においては、あらゆるハラスメント問題に対しての研修・啓発を充実させる必要があります。意識調査では「ドメスティック・バイオレンス※」「セクシュアルハラスメント」「パワーハラスメント」「マタニティハラスメント※」の認知度は6~7割強が「内容を知っている」としています。一方、「パタニティハラスメント※」については、6割が「知らない」という結果でした。この「パタニティハラスメント」がなくななければ、女性が家事、育児などを負担しなければならないという性別役割分担によって、女性が働き続けることが難しくなります。

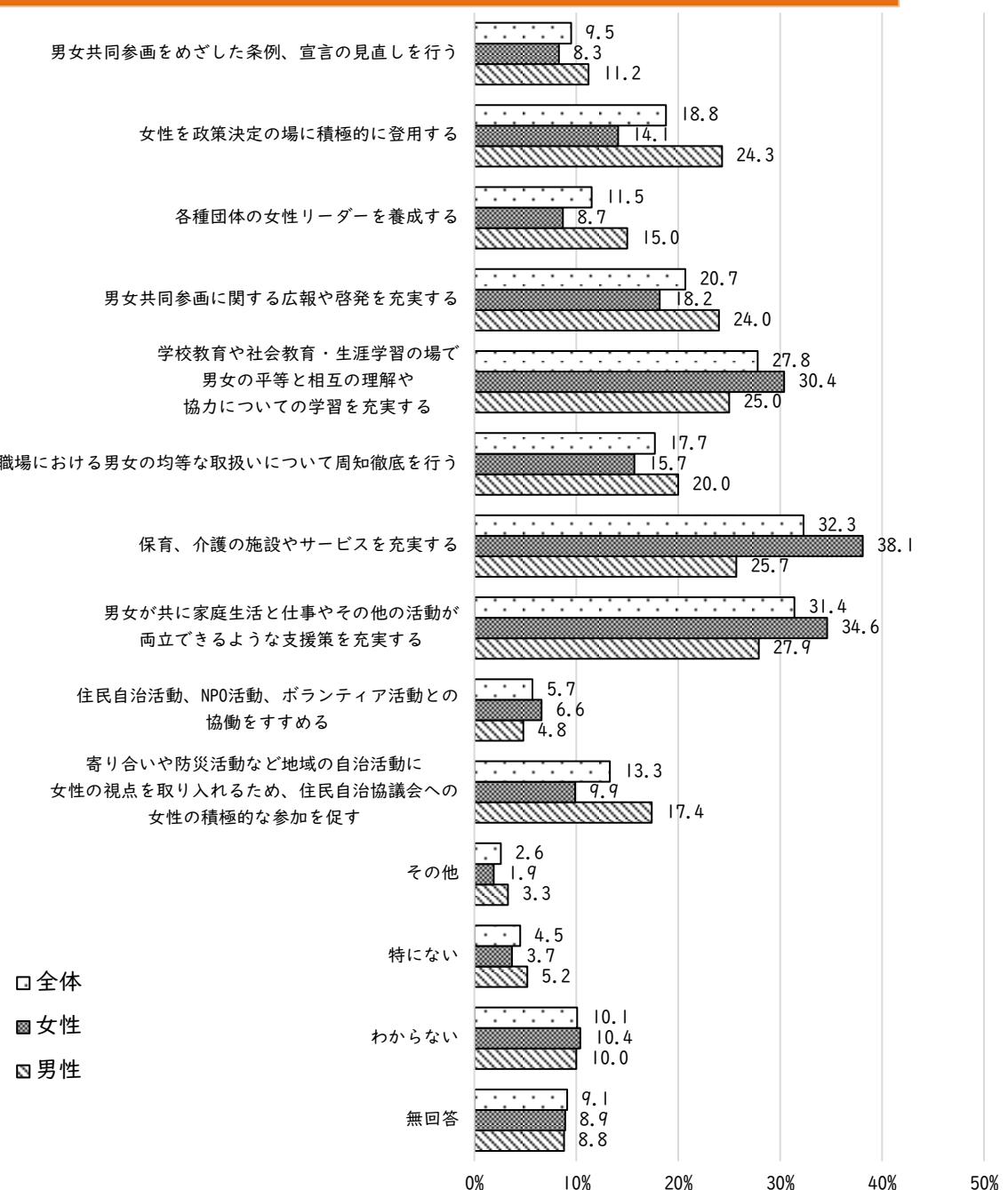


同調査の中で、「男女共同参画を推進していくために、今後、伊賀市ではどのように力を入れていいかよいと思いますか。」と質問したところ、「保育、介護の施設やサービスを充実する」が 32.3% と最も高く、次いで「男女が共に家庭生活と仕事やその他の活動が両立できるような支援策を充実する」が 31.4% という結果でした。

以上のことから、女性がライフステージの変化にとらわれず職業をもち続けられるような支援が必要であると考えられます。

男女ともに仕事と家庭生活などが両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められます。そのため事業所へは体制の整備を、家庭生活においては男女が協力して家事等を行うという意識を啓発していくことが必要です。

図 5 男女共同参画を推進するために市が力を入れるべきこと



(3) 計画の体系

基本理念

基本目標

多様な主体が活躍できる男女共同参画社会の実現

基本目標 I あらゆる分野における
男女共同参画の推進

基本目標 II 男女の人権尊重の推進

基本目標 III ワーク・ライフ・バランス
(W L B) の実現



下線付きは女性活躍推進計画に位置づける項目

4 計画の期間

計画の推進期間は、2021（令和3）年度を初年度として、2025（令和7）年度までの5年間とします。また、推進期間内でも、施策の検証・市民意識の変化・社会情勢等に応じて弾力的に見直します。

